

7. 5 【浄水器及び活水器】

1 定義

浄水器及び活水器（以下「浄・活水器」という。）とは、以下の機能を有する器具をいう。

- (1) 浄水器：活性炭や中空糸膜などのろ過材により、水道水中の残留塩素等の溶存物質・濁質の除去又は減少を目的とした器具
- (2) 活水器：人工的な処理により、付加的な機能を有する水を作る器具
- (3) その他器具：その他、水道水の水質を変化させることを目的に設置する器具

2 分類

設置形態により 3 タイプに分類する。

- (1) I 型（一次側設置型）：給水管及び給水栓の流入側（一次側）に直結して、常時水圧が作用するもの。＜申請必要＞・＜誓約書必要＞
- (2) II 型（二次側設置型）：給水栓の流出側（二次側）に設置して、常時水圧が作用しないもの。＜申請不要＞・＜誓約書不要＞
- (3) III 型（外部設置型）：給水装置の外部に設置し、水道水と接しないもの。＜申請不要＞・＜誓約書必要＞

3 設置基準

- (1) 浄・活水器は、メーターの下流側に設置すること。
- (2) 検針、取替等のメーター管理に支障があるため、浄・活水器をメーター筐内に設置しないこと。
- (3) I 型の浄・活水器を設置する場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 浄・活水器の上流側に逆止弁及び止水栓を設置すること。
 - イ 浄・活水器の上流側に直圧の給水栓を設置すること。
 - ウ 貯水槽へ給水する管路には設置しないこと。
- (4) 磁気を利用した浄・活水器を設置する場合は、メーターから 50 センチメートル以上の離隔を設けること。

4 維持管理等

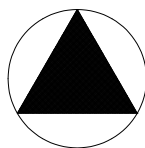
- (1) 市の水質責任は、浄・活水器の直近上流側までとする。
- (2) 浄・活水器の維持管理責任及び浄・活水器の下流側の水質管理責任は、給水装置所有者又は使用者とする。
- (3) 浄・活水器は、各製品の仕様に応じた定期点検を実施すること。

5 給水申込の申請

浄・活水器の設置及び使用に関する「誓約書」を提出すること。

6 給水台帳記載記号

浄・活水器の給水台帳記載記号は次のとおりとする。



〈解説〉

- 1 水道水の浄化・健康増進等を目的として、浄・活水器が設置される事例がある。
給水装置に浄・活水器を設置した場合、配管の状況や使用状態等によっては、給水装置のみならず配水管やメーターに影響を及ぼすことが懸念される。このため、給水装置に設置する浄・活水器の設置基準、責任区分等必要事項を定めるもの。
- 2 浄・活水器は、浄水器、活水器又はこれらを組み合わせた器具で水道水の水質を科学的、物理的に変化させる器具のことをいい、次の器具も含むものとする。
 - (1) 水を電気分解することにより、電解水（アルカリ水、酸性水等）を生成する器具（アルカリイオン整水器）
 - (2) 特別な媒体（ミネラル材）を使用して、水道水に変化を付ける器具（ミネラル水生成器）
 - (3) 防錆又はスケール防止を主目的とした磁気式、電子式等の水処理装置
- 3 I型の浄・活水器は、基準省令の性能基準に適合する製品を使用すること。また、II型であっても、浄・活水器と給水栓が一体として製造販売されているものは、I型に準ずる取り扱いとする。
- 4 浄・活水器は、水道水の水質を変化させるものであり、水質変化した水が逆流しないよう逆流防止措置が必要となる。このため、浄・活水器上流側に逆止弁を設置するとともに、維持管理を目的に止水栓を設置する。
- 5 浄・活水器上流側の給水栓は、水質異常時の水質検査及び定期点検時の一時対策に利用するものである。また、この給水栓はメーター取替時及び配水管断水時における空気及び漏水の排出に利用する。
- 6 「磁気を利用した浄・活水器」には、磁気式のほか、その構造及び使用状態により磁気を発生するおそれのある機器を含むものとする。
- 7 水道水の水質は給水栓において水質基準に適合していることが必要であり、市の水質の責任範囲は給水栓までであるが、「水質の変化が予想される給水器具から給水される水の水質については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられる。（水道法逐条解説）」ことから、市の水質責任は浄・活水器の直近上流側とする。